



学校図書館部会報

No. 81 / 2026.03

発行日：2026 年 3 月 20 日

発行者：日本図書館協会 学校図書館部会 （部会長：甫仮久美子）

連絡先：(E-Mail) gakutobukai@jla.or.jp



I N D E X

- 「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」の意見募集（2025.12.23～2026.1.12）に対する学校図書館部会の意見

高橋恵美子 2

- 「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」（第9回～第10回）報告

高橋恵美子 3

- 新連載「A I と学校図書館なんでもコーナー」

山本 敬子 9

- A I で議事録を作ってみたよ

山本 敬子 10

- 『学校図書館とマンガ』その後

高橋恵美子 12

- ブックレット『学校図書館施設設備基準 解説―「対話」から始める』を読んで

佐野 智恵 14

- 「部会報 PDF 配信検討アンケート」結果報告

幹 事 会 15

- 部会役員候補者追加公募のお知らせ

幹 事 会 18

- 部会総会についてのお知らせ

幹 事 会 19

- 第 53 回夏季研究集会東京大会報告集

幹 事 会 19

- 部会からのお知らせ

幹 事 会 20

- 部会関連の書籍のご案内

幹 事 会 21

図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議の意見募集(2025.12.23～2026.1.12)に対する学校図書館部会の意見

理事・部会幹事 高橋恵美子

意見募集は、有識者会議第9回で示された報告書案について行われた。意見は、部会幹事会で相談の上、2026年1月10日に提出した。

有識者会議・報告書案への意見(日本図書館協会学校図書館部会)

日本図書館協会学校図書館部会は、利用者である子どもたち、教職員にとってよりよい学校図書館づくりをめざして活動しています。利用者の立場ではありませんが、利用者の視点を意識しています。

1 学校のある日に学校図書館が開いていること(報告書案 p.14～17)

そのためには、学校司書の配置が正規職員あるいは正規職員に近い配置であることが必要です。長期休業時にはいらないと思われがちですが、使いやすい学校図書館を実現するための館内レイアウトの変更・掲示・展示等、利用者のいない状態で行う仕事があります。また忙しい教師や司書教諭と連携するためにも、常勤の配置である必要があります。学校司書の短時間勤務・日数の問題や、複数校兼務等の解消が急務となっています。

2 学校司書の配置・雇用・研修に関する自治体間格差をなくすこと(報告書案 p.14～17)

学校図書館は、地域や学校種が違って同じサービスが受けられなければなりません。授業のための資料の入手や学校司書が受けられる研修など、地域自治体の支援が受けられる場合とそうでない場合があります。こうした問題についての自治体間格差の解消にとりこんでください。

3 学校図書館図書標準の対象に高等学校も入れること(報告書案 p.17)

高校生の不読率が問題にされているのに、「学校図書館の現状に関する調査」では、小・中学校の蔵書冊数が増加しているのに対して、高等学校の蔵書冊数が減っています。学校図書館図書標準の対象に、高等学校も入れてください。

4 学校図書館法を改正すること(報告書案 p.17)

学校司書の配置・雇用・研修に関する自治体間格差の原因には、学校図書館法で学校司書は「置くことができる」、つまり自治体の努力義務となっていて、司書教諭のように「置かなければならない」となっていないことがあります。学校図書館法の改正にとりこんでください。

※文部科学省「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」

「図書館が拓く未来の学びと地域社会」(報告書案)

https://www.mext.go.jp/content/R71218-mxt_chisui01_000046215_0001.pdf



「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」(第 9 回～第 10 回)報告

理事・部会幹事 高橋恵美子

はじめに

文部科学省「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」第 1 回から第 4 回会議の報告は学校図書館部会報 79 号(2025.7.17)に、第 5 回から第 8 回会議の報告は学校図書館部会報 80 号(2025.12.25)に掲載した。本部会報の報告は、部会員の関心の高い学校図書館に関わる部分、学校司書の処遇の問題等を中心に記述する関係で、発表内容・議事録等を省略している。詳しく知りたい方は以下を参照されたい。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/050/index.html



「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」(第 9 回)

有識者会議の第 9 回は、2025 年 12 月 18 日に開催された。議題は、「これからの図書館・学校図書館の運営の充実に向けて」報告書案についてである。事務局から「報告書案」の説明、その後委員による質問、意見となった。なお、同日同じ時間帯に協会理事会が開催されており、高橋はこの有識者会議を傍聴することができなかった。以下は、有識者会議議事録による。

事務局の坪田大臣官房教育改革調整官(命)・学校図書館振興室長から「報告書案」の説明があった。報告書案の説明については、その後の 2025 年 12 月 23 日から 2026 年 1 月 12 日までの意見募集もあり、目を通された方も多いと思うので、ここでは省略する。

質問・意見(学校図書館に関連する部分の発言のみ)

高橋委員:4 ページの 95 行目。学習指導要領のところで、総合的な学習の時間に関してです。高校は総合的な学習の時間とか、総合的な探究の時間となっていて、文科省のホームページを見ると、総合的な学習(探究)の時間という書き方をしているところが多いので、高校のことも考えて探究という言葉ここにに入れてほしいと思います。6 ページの 183 行目、私の読解力の問題もあるかもしれませんが、181、182、183 行目のあたりで、「このため、館長、校長を中心として関係者の意見を踏まえながらそれぞれの」云々つながりますけど、「館長、校長を中心として」という主語に対する述語は、最後の「主体的に検討する」というところです。館長を中心とした人たちが中心になって主体的に検討する。そういう意味であれば、このままでは館長、校長を中心とした関係者の意見を踏まえる、つまり、館長、校長たちの意見を中心に踏まえてと解釈する可能性があります。館長、校長を中心としたというのは「主体的に検討することが求められる」にくっつけた位置に置かないと、意味が曖昧になります。内容的且つ表記的なところでは。

坪田大臣官房教育改革調整官(命)・学校図書館振興室長:総合的な学習(探究)の時間と書かせていただきます。「館長、校長を中心として」の部分、わかりやすく整理します。

植村委員:6 ページの 163 行目、学校図書館のことですが「多様な言葉を包摂する学びの場、居心地のよいサードプレイスとして」とあります。学校図書館はサードプレイスであってはならない、中心と書いたわけですから。確かに公共図書館はサードプレイスとされています。一方、学校図書館は教室や学びの

外にある、サードプレイスとしてはいいけません。ここは単に「居心地の良い場」でよいと思います。ここがまさに中心というように捉えたいと思います。

11 ページ 342 行目で、「個人に対する課題解決支援等は従来から両図書館で実施されてきた」とあり、ここまではよいとして、次の行で「今後は個人への支援だけでなく、地域全体の課題解決へと射程を広げ、地域住民が課題解決に取り組むために図書館が」と、ここは「図書館」になっています。地域と連携は公共図書館の役割です。学校図書館が中心になって、地域と直接連携はできないのです。外から容易に入ることは認められないからです。学校図書館を巻き込んで地域連携を実現するためにこそ、公共図書館の果たす役割が重要です。学校図書館で地域連携ができてるのは公共図書館が軸となっている例しかありません。学校図書館が直接、地域に開かれるということは考えられません。学校図書館を地域連携の文脈で書くことは注意した書き方が必要です。

17 ページ、515 行目、私は学校司書が必置と前回の会議でも発言しました。「配置を進める」だけではダメです。1 校専任にならなければ、学校図書館がいつでも開館にならない。学校司書がいない時間、鍵がかかっているのが、現実です。ここは配置と専任化、あるいは 1 校専任化としてください。専任であることで、月曜から金曜まで、いつでも子供たちが学校図書館に行ったら、開いているということですから。常時開館を目的に、学校司書を専任化するのは、司書教諭は忙しいこともあり、学校長が館長だからといって、「俺が開けに行く」とは、そうそう望めないですから、ここはぜひ専任化という言葉を入れていただきたいと思います。

533 行目。530 行目が「図書館・学校図書館が」と始めていて、「望ましい基準」と「ガイドライン」、「図書標準」の改定が続きます。「さらには図書館に関する法令の改正」とあります。これは図書館なので図書館法ということになります。ここには「学校図書館法」とちゃんと書いていただく必要があります。関する法令というのは、図書館法、学校図書館法、さらに言うと司書教諭に関しては、学校教育法です。それを含めて、ここは「図書館、学校図書館に関する法令」と書く必要があります。ぜひ直していただきたい。

野口委員：6 ページのところ、植村委員からのサードプレイスについての言及は私も同感です。その上の 2 行のところですが、「特別な配慮を必要とする児童生徒のほか」ということで、特定分野に特異な才能のある児童生徒、いわゆるギフテッドの子や、不登校傾向の児童生徒のことは言及されていますが、本文中の大人も含めた文脈ですと、外国人が出てくるので、ここも子供に関しては日本語指導が必要な児童生徒とかを例示としたほうが整合性が取れると思いました。

設楽委員：司書教諭について話します。御承知のように、司書教諭は兼任の場合が多いので、通常の授業に加えて学校図書館に関する業務を兼任しています。ぜひ司書教諭に学校図書館に関する業務の時間を確保を明確に示してほしいと考えます。15 ページの 451 行目、「さらに、学校図書館においては司書教諭の授業等の負担の軽減が」とありますが、例えば「司書教諭の業務時間の確保がない。」に変更してほしい。

同様に 16 ページ、496 行目、校長の役割のところですが、授業時間の軽減等というところを、「授業時間数の軽減」ではなく「授業時間数の調整等」または、「学校図書館の業務時間の確保と校務分掌上の工夫」というように続けていただけたらいい。

17 ページの 513 行目、「各担当者の業務負担の軽減」とありますが、これも「各担当者の業務時間の確保」としていただきたい。

それから同じページの 526 行目「前述のとおり、司書養成科目を含めて」を、「司書養成科目・司書教諭養成講習科目」とするよう検討していただきたい。司書教諭の時間軽減ではなくて学校図書館に関する業務時間を確保する、更に加えれば司書教諭の専任化まで考えています。現状での司書教諭の専任化は難しいですが、私立の学校では専任の司書教諭による学校図書館を活用した学習成果の事例が多々あります。せめて学校図書館に関する業務時間の確保としてほしい。

曾木委員:「はじめに」のところ、「図書館」について、脚注で図書館法第2条の図書館という定義があります。学校図書館についても、法律上の定義を書いていただけたほうがいいと思います。

25 行目、「今後の両図書館が全ての人に開かれたサービスをできるよう」というのは、図書館も学校図書館も全ての人に開かれたサービスをできるということになります。学校図書館は地域住民も含めた全ての人ということではないので、ここは分けて書くなどの工夫が必要だと思います。

3 ページ目の 90 行目、公立学校における学校司書の配置状況の数字を挙げて、おおむね一貫して上昇傾向にあるというのですが、これについての課題は書いてありません。1 校専任でない、複数校の兼務、非正規化、委託化が進行していることについて、515 行目で植村委員の配置と専任化の発言もあり、この課題についてはこれを提案するという形のほうがいいと思っています。

17 ページのほうで 515 行目、ここに「配置を進め」とありますが、植村委員の発言の「配置と専任化を進める」というのを加えていただきたい。

533 行目、法律の改正のこと、図書館については図書館法の改正、学校については、特に司書教諭という定義が法律の中で薄い。学校教育法や教育公務員特例法、ここに司書教諭は一言も入っていない。そもそも司書教諭の立場をあまり高めるものではないと思いますので、ここについては、図書館・学校図書館と書いていただけたらいいかなと思います。

松本委員:455 行目、曾木委員から司書、学校司書、司書教諭について話がありました。関連して、この文章の主語を明確にしておいたほうがいいと思いました。主語は検討する主体についてです。この主語は国においてということなのかなとも思います。非常に重要なことなので、ここは明確にしておいたほうがいい、「国において」と書くのがいいのかなと思いました。

伊藤委員:17 ページ「図書館・学校図書館に係る制度基準の見直し、国において今後求められる対応」、18 ページ「地方公共団体に今後求められる対応」という箇所についての質問です。いわゆるハード面や設備に対して、予算面での要望や願いをここに記すことは可能でしょうか。ここにそうした記載をすることは適切ではないでしょうか。

実際に魅力のある図書館を目指すのであれば、施設や設備、備品などがきちんと整備できることが極めて重要だと考えています。学校長としては、限られた予算の中で図書室に優先的に配分したい思いはあっても、実際には校舎自体の老朽化への対応、LED 化、そちらに多額の費用がかかります。どうしても「やらねばならない修繕」に予算を充てざるを得ず、図書室に十分な予算を回せない学校も多いはずです。そうした部分が底上げされていかないと、本当の意味での魅力的な図書館は難しいのではないのでしょうか。

坪田大臣官房教育改革調整官(命)・学校図書館振興室長:今の質問について、当然ハード面が重要であることは、当然我々も思っておりますし、各所にその重要性や有用性を書き込むことは可能だと思います。それに対して、公的な支援や補助制度などを構築できるかはどこまで書けるかというのがあります。学校内のほうの優先順位、マネジメントの話も出てくるかもしれない。こっちをいっぱいしているんだけど、図書館は出ないかという学校もあるかもしれない。また、地方公共団体の中の優先順位で、学校教育の中での予算配分の問題もあるかもしれないので、国だけではなくて地方公共団体や学校のマネジメントも含めた書きぶりになると思います。いずれにしろ、学校図書館の設備面、ハード面も含めて、非常に重要であると、場としての、更に良くすることが重要であるというようなことは書けると思います。

土屋委員:6 ページの 171 行目「常時開館に当たって」で、専任、正規の司書がいること、常駐していることの重要性を述べていただけてとてもありがたいのですが、児童の個人情報扱うという観点からも、それから教員と密に連携しながら、児童一人一人に合った対応をしていかなければいけないという観点からも、専任、正規である必要性というのを強く伝えていただきたいと思います。学校職員としての専任である立場というのが非常に必要です。学校の中で信頼される存在であるからこそ、児童生徒のことを一人一人に目を向けられる学校司書であるのではないかと思います。

16 ページ基本的な役割のところ、502 行目の学校司書のところです。授業や読書活動その他の教育活動を支援すると、教育に関わるんだということを書いていただいたのは大変ありがたいことだと思っています。加えて、各校の教育課程に合った蔵書構築、それから資料の適正な更新、収集と廃棄は、学校図書館が活発に活用される上で要になると思います。そちらも加えていただければと思います。

花田委員：139 行目以降、(学校図書館は)学びの深化に向けた対応も必要、地域との連携も必要、校内教育支援センターの場所としてもいいね、と一遍にはできません。各学校の実情に応じて、場所がなくて学校図書館を仕切って校内教育支援センターを運営している、そういった小中学校もありますので、それぞれの学校の実情に応じて、求められる機能のうち、ここをやってこういうといった機能選択型、抽出できるような基準づくりを国のほうにはお願いしたいと思っています。

手塚委員：今週の月曜日に岩手県高等学校教職員組合の図書館対策委員会、日教組から文科省に、「岩手県公立高等学校、特別支援学校、学校図書館及び司書教諭に関するアンケート結果」が提出されたと聞いています。そこには衝撃的な岩手の現状があり、例えば、岩手県においては 40 年近く学校図書館における資格者の不在という状況です。それ以外にもたくさん問題がありますが、解決方法を県だけで探しても、改善することができない、窮状を訴えるアンケート結果になっています。これは夏に司書教諭を発令されている方たちにアンケートを配布して、先生方でまとめたものとのことです。

田井委員：6 ページの 172 行目、「まずは図書館ボランティア等の活用もあるが」となっていますが、これは人員不足の代替として読めてしまう部分も感じました。専門性の軽視とか責任の曖昧さにつながるおそれがあります。ボランティアはあくまでも補助的な役割だということを明示したほうが良いという印象をもちました。

18 ページの 562 行目、「学校の実情に即した蔵書の適切な更新」とあります。私は東京なのであまり感じてはいないのですが、他の道府県の校長先生に伺うと、蔵書の更新が予算的にかなり厳しいと仰っています。国のほうでは地方財政措置を行っているはずで、その意味で、各自治体が措置された財源を図書に適切に活用するような内容をもう少し強いトーンで書いてもよいと思いました。

次回第 10 回会議は 2026 年 2 月 25 日。

第 9 回会議は、報告書案が中心のやりとりだった。日本図書館協会専務理事の曾木委員、常務理事の植村委員の発言が、学校司書について「配置を進める」だけでなく、専任化、1 校専任化と書くべきと発言していて、これはよかった。ただ司書教諭について、曾木委員「司書教諭という定義が法律の中で薄い。学校教育法や教育公務員特例法、ここに司書教諭は一言も入っていない。」、植村委員は、司書教諭は学校教育法に書かれる必要があるという趣旨の発言をしていた。協会理事の立場で委員となっているお二人には、そもそも司書教諭に関する発言はしてほしくなかったと感じている。

「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」(第 10 回)

有識者会議第 10 回は、2026 年 2 月 25 日に開催された。議題は、「図書館が拓く未来の学びと地域社会」(報告書案)についてである。事務局から「報告書案」の説明、その後、委員全員より意見を聞いた。第 10 回会議で提出された報告書案については、以下、報告書 2 案と記述する。また委員全員の意見については、省略する。

ここからは 12 月 18 日に示された報告書案と 2 月 25 日に示された報告書 2 案との違いを、学校図書館部部分のみ抜粋して示す。第 10 回会議の資料には、事例集(案)、報告書案に対する意見募集の実施について(結果)、こども若者★いけんぐらすの実施について(報告)、別添資料として、みんなが使いたい「学校図書館」ってどんな図書館？(アンケート)(こども家庭庁作成)があった。

報告書案(2025.12.18)と報告書 2 案(2026.2.25)の違い

1p はじめに

報告書 2 案 「学校図書館」の語句に脚注2が加わり、学校図書館法第 2 条にいう「学校図書館」であることが明記された。

2～8p 「1. 地域の「ハブ」、学校の「中心」を担う図書館を目指して」の章構成が変わり、図書館と学校図書館を分けて記述した。

報告書案 1. 地域の「ハブ」、学校の「中心」を担う図書館を目指して

- (1)図書館・学校図書館をめぐる現状と課題
- (2)今後求められる機能と役割

報告書 2 案 1. 地域の「ハブ」、学校の「中心」を担う図書館を目指して

- (1)図書館・学校図書館をめぐる現状と課題
 - 1)図書館
 - 2)学校図書館
 - 3)地域の読書環境
- (2)今後求められる機能と役割
 - 1)図書館～「読む」×「集う」×「学ぶ」＝「新たな地域創生」へ～
 - 2)学校図書館～学びの深化を担い、一人一人の「好き」を育み「得意」を伸ばす居心地の良い学校の「中心」へ

7p 報告書案では 6p

報告書 2 案 「また、児童生徒が学校図書館に入るきっかけとして、マンガの本の学校図書館への配架は、本に触れ、幅広い読書に馴染む効果も期待できる。」の文が加筆された。

17～20p 報告書案では 14～16p 章タイトルが変更され、学校司書に関する記述が増えている。

報告書案 (3)図書館・学校図書館を支える人材の育成・配置の充実

- 1)現状と課題
- 2)図書館・学校図書館の未来を担う人材基盤の強化に向けて

報告書 2 案 (3)図書館・学校図書館を支える人材の充実

- 1)司書等の人材配置、養成・研修の見直し
- 2)今後の図書館・学校図書館を見据えた人材基盤の強化

18p 報告書 2 案に以下の文が加筆された。

学校図書館においては、司書教諭の学校図書館に関する業務時間が確保されていないことにより学校図書館の業務に十分に当たれないことや、学校司書の複数校兼務などにより配置時間が短時間となり、レファレンス相談等も可能な万全な形での常時開館ができないこと等も指摘されている。

なお報告書 2 案の上記の文の次の段落の文章は、加筆のように見えるが、順番を入れ替えただけなので、ここではとりあげない。

18p 報告書案では「館長(校長)」だったが、報告書 2 案では「館長である校長」となった。

18p 報告書 2 案では、館長である校長の役割についての文に「図書購入費等予算の執行状況も管理しながら、」が加わった。

18p 館長である校長の役割の司書教諭についての文が、報告書案では「担当授業時間数の軽減等の校務分掌上の工夫等を図る。」だったが報告書 2 案は「最も適任な教員への発令に努め、学校図書館の業務時間の確保と校務分掌上の工夫等を図る。」と変わった。

19p 司書教諭についての文が、報告書案では「年間情報活用指導計画の立案、授業での学校図書館活用指導、」だったが、報告書 2 案は「年間情報活用指導計画の立案を行う。他の教員に対し、授業での学校図書館活用の働きかけ、」と変わった。

- 19p 学校司書についての文が、報告書案では「専門的・技術的な職務を担い」だったが、報告書 2 案は「専門的・技術的な職務である各校に合わせた資料収集・更新や児童生徒への読書相談・学習相談を含めたレファレンスを担い、」と変わった。
- 19p 研修についての文、報告書案の「情報に関する研修」が報告書 2 案は「メディア情報リテラシーに関する研修」に変わった。
- 19p 司書教諭についての文、報告書案の「各担当者の業務負担の軽減」が報告書 2 案は「業務時間の確保」に変わった。
- 19p 学校司書についての文、報告書案の「その配置を進め、」が報告書 2 案は「専任化を含めた配置を促進し」に変わった。
- 20p 報告書 2 案は章立てが変わった関係で、短い記述になっている。「司書科目、司書教諭資格科目、学校司書モデルカリキュラムの一体的見直し」については、報告書案にも記載がある。
- 21p 「(1)国において今後求められる対応」の部分は、細かい点で報告書案と違う部分があるが、ここでは省略する。
- 21p 「(2)地方公共団体において今後求められる対応」、報告書案では「司書・学校司書・司書教諭と常勤職員の積極的採用、研修のあり方を見直す」が、報告書 2 案では「司書・学校司書の積極的採用・常勤職員の配置、司書教諭の確実な発令を進めるとともに、研修のあり方を適切なものに見直す」に変わった。
- 23p 「おわりに」 報告書 2 案で新しく加わった。

第 10 回会議の議題となった報告書 2 案は、まだ変更される可能性があるとのことだった。第 9 回会議の報告書案との違いで注目されるのは、「マンガの本の学校図書館の配架」が加わったことと学校司書の記述に、短時間勤務、複数校兼務の問題が加筆され、配置についても「専任化を含めた配置」となったことである。

マンガに関しては、会議資料「こども若者★いけんぐらすの実施について」「みんなが使いたい「学校図書館」ってどんな図書館？(アンケート)」にあるように、小学 4 年生から高校生に意見を聞いたことが大きかったようだ。

また第 10 回会議で、委員から学校図書館の館長に関する言及は多いのに公立図書館の館長についての言及がないとの指摘があり、これに対して、文科省坪田氏が校長自身が理解していないとのことだったので強調したと答えていた。

《短信》

2/3 の“院内集会”は延期、4/20(月)に開催予定



部会報前号(80号)で、「学校図書館の非正規雇用の問題について、2026年2月3日午後15時に院内集会を開催予定」と報じたところですが、その後、衆議院の解散にともない延期となり、4月20日(月)に開催予定です。時間等詳細については、決まり次第、部会メーリングリストでお知らせいたします。(幹事会)

新連載「AIと学校図書館なんでもコーナー」

部会幹事 山本 敬子

生成AIがあつという間に私たちの日常生活に浸透してきました。私も「生成AIは、どんなプログラミングされてるか分からないブラックボックスだし、思想誘導されたら嫌だから、ゼツタイ使わなーい」なんて思っていました。今でもその危険性は感じています。

それが変わったのは Google の検索結果の最上位にAIによる回答が表示されるようになったからでした。多くの生徒は何も考えずにこの回答を利用するだろうと思いました。まったく使わせないという対応策、これは授業時間内であれば可能ですが、はっきり言って非現実的です。いくらダメといったところで、生徒はいろんな場面で使うでしょう。そうすると、AIとの付き合い方について考える機会こそが必要ということになります(AI 排除の革命を起こすという方法もあるかもしれませんが)。

校内でAIを積極的に利用している先生の知恵を借りたり、研修会に参加したりするうちに、「この業務になら使ってもいい」、「授業でこんな風にAIのことを伝えてみよう」という自分なりの向き合い方も見えてきました。時短・効率化・論点整理・アイデアの壁打ちなど、使ってみると、なかなか優秀です。ただし、使用の際には、プライバシー・機密情報の取扱いに注意すること(絶対渡さない、ぐらいの意気込みで)、AIはしれっと間違ふ(ハルシネーション)ので絶対裏付けを取る、私たちは最初にふれた情報に大きく影響される(アンカリング)、このあたりは要注意です。と、こんな偉そうなことを言っていますが、私自身が達人に教えを乞いたい立場です。私は自分で設定した範囲内でのみ利用していますが、図書館業務や私生活で使いこなしている方、一方で生成AIに触れたこともない方もおられることでしょう。

そこで、「AIをこんな風に使うと便利!」、あるいは「AIのここが心配…」など、「AIと学校図書館なんでもコーナー」(仮)と題して、紙面で広くご意見を募ることにしました。皆さんのAI活用に関するアイデア、お役立ちリンク、教育上の懸念など、なんでもアリです。

と言ってもある程度話題がないと反応のしようがないかと思いましたが、第1回目は、議事録作成に使ってみた報告です。「もっといいやり方があるよ」、「こんな業務で使うと便利だよ」、と思われた方、ぜひ気軽に原稿をお寄せください。

この企画が本当に連載になるかどうかは、皆さまからの反響次第です。「原稿執筆は敷居が高い」、という方はXのような一行ぼやきでも結構です。ご意見などありましたら以下までお願いします。

「学校図書館における AI 利用に関するアンケート」ご協力をお願い

学校図書館担当者が AI をどれぐらい利用しているのか、実態を調査するために標記アンケートを実施します。調査結果は後日、部会報などで報告予定です。報告にはお名前や所属は掲載いたしません。締め切りは 5/10(日)です。どうぞご協力ください。

*下記のアンケートフォームからお願いします(^^)/
<https://forms.gle/NnpfoDn3vQBKp2gs5>



AI で議事録を作ってみたよ

部会幹事 山本 敬子

0. とっても大事なこと～プライバシー・機密情報を渡さない、人間の目でチェックする

生成 AI を使うということは、生成AIに提供したデータや指示(プロンプト)がAIの学習に使用され、誰かの解答の参考として使われる、ということでもある。だから、プライバシー情報や機密、非公開にしたい情報はAIに渡してはいけない。生徒氏名なんて絶対入れちゃダメだ。どこで引き出されてしまうかわからない。基本的に、一度渡した情報は回収できず、ビッグデータの一部になる、だから漏れて困る大事な情報は渡さない。そう覚悟を決める。そして、当然すぎることだけれど、会議を録音する前に、メンバーの了承を取る。

また、最終的には必ず人間の目でチェックしよう。AI に意思決定を任せ続けていたら、AI が人間を奴隷にしてしまう SF の世界が本当にやってきてしまうかも？

1. どのAIを使う？

議事録作成の AI として、個人的なおススメは「NotebookLM」。理由は、こちらが提供したデータを第三者に渡したり、AI 学習用に使用したりしないとしているからである(今のところは)。利用規約などはコロコロ変わるので、各自ご確認を。分析や日本語のこなれ具合などは「ChatGPT」や「Gemini」の方が優れているように思えるので、内容が外部に漏れても差し支えない場合はそちらをどうぞ。

「はじめてで分からない！」という人でも大丈夫。生成AI名をネットで検索してリンクをクリックしたら使えるので、当たり障りないことを質問するなどして、とりあえず試してみたらいい。自分が専門家としてよく知っていることをわざと聞いてみる(「学校司書」と「司書教諭」の違いとか)と、AIの精度が分かる。本の書名と著者名の組み合わせは、割とよく間違えてくれるので要注意だ。

無料利用の場合は制限があるが、AIへの指示回数をどれだけ少なくできるかなど、課金を避けるための工夫をするとよい。

2. 会議の録音

機器はスマホ、タブレット、PC なんでもいい。最初から搭載されているアプリで十分。コツは以下の通り。AIがどの議題について話し合っているのか判断しやすいようにすることが大切。顔見知りばかり集まる会議だと、話題が脱線しやすく、後のチェックに時間がかかる。対策しておかないと、「手書きのメモを打ち込んだ方が早いじゃん」、となる。

- ・コツ① 司会進行の際、必ず各議題と決定事項を明言する
- ・コツ② 議題や資料をデータでもらう
- ・コツ③ 大事なことは録音に頼らずにメモする

3. AI にデータを渡す～情報源の量と質に留意

AIを使用する端末にすべてのデータを保存しておくか、クラウドで取り出せるように準備しておこう。どのAIでも「+」マークや「アップロード」といったボタンをクリックするとデータをアップロードできる。

「NotebookLM」の場合は、アップロードしたファイル一覧が表示されるので、📄ボタンを用いてどのデータを使って作業して欲しいかを指定できる。しかも、会議録音ファイルを参照させた後は、自動的に要約文書を作ってくれている。注意事項としては、「NotebookLM」はこちらが参照させたデータの範囲内で回答するので、データが足りないといい加減なものしかできない。

会議録音ファイルだけでも議事録は作れなくもないけれど、上述したように、議題や資料のデータもアップロードすれば格段に議事録の精度があがる。AIは録音からテキスト変換がうまくできなかったり、端折りすぎたり、空気が読めないのでは決定事項を見逃していたりする時もある。それを補うための議題データ。司会進行が的確だと議事録作成も楽ちん。

- ・コツ 録音ファイルだけでなく、議題や資料ファイルもアップロードする

4. 議事録作成

「議事録作成して」、これだけでも議事録は作ってくれる。出来上がった議事録を見て、後で注文をつけることもできる。しかし、最初に作成条件をすべて示した方が、精度も速度も上がる。指示(プロンプト)の例は、「AI 議事録 プロンプト」で検索するとたくさん出てくるので、目的に応じたものを参照するとよい。

- ・コツ① 議題ファイルがないときは、議題や開催日時など必要事項を打ち込む
- ・コツ② 分量の指定:A4一枚なのか、文字起こしに近いものがあるのか
- ・コツ③ 話者分離:誰が何を言ったかを記録したいとき、このキーワードが有効

5. チェック

やはり最終的には人間の目でチェック。重要なことが飛ばされていないか、偏りがないか…。会議中のメモは自分が重要だと感じたことを書くので、ここで照合してみるとなかなか面白い。重要だと思ったことを丸ごとすっ飛ばしてくれていることがある。だから議事録を AI に任せるにしてもメモは大事。修正箇所が多い場合は、AIに指示を出して一括修正させる。AIの作成した議事録に不満がある時は、AIへの指示の出し方が良くない可能性が高い。自分の指示(プロンプト)を読み直してみると、指示が足りなかったり、曖昧な表現になっていたりすることが多い。

『NotebookLM』では、文字起こしの全文も表示される。作成された議事録に参照番号が入り、文字起こしの文章と対応させてくれているので、元の発言を追うこともできる。

6. 講演記録作成にも使える

実は議事録より省力化・迅速化の恩恵を受けるのは講演記録の文字起こし。録音を自分の耳で聴いてテキストを打ち込む、それに比べるとかなり省力化できる。講演記録を作成させるときは、話し言葉を採用するのか、常体にするのかなど、文体を予め指示する。JLA 学校図書館部会の夏季研究集会の講演記録を作成する際に利用してみたけれど、話し言葉をどこまで改めさせるか、というのが大きなポイントだった。

ここでもやはり、いったん出来上がったものに注文をつけていくより、初めから明確に指示を出した方がこちらの要求に応じたものが出やすい。迷宮入りしてきたら、最初からやり直す方がいい時もある。いずれにせよ、最終は人間の目でチェック。

ここまで読んで、「面倒だなー。自分でやった方が早い」と思われた方もおられることでしょう。1 時間程度の会議ならそれでも良いと思いますが、長時間になるとAIの助けを借りた方が圧倒的に早いです。でも、AIへの指示の出し方にある程度慣れていないと、自分が期待したアウトプットにはなりません。いったん短い会議などの議事録をAIで作成させてみて、コツを自分で習得してみることをお勧めします。



『学校図書館とマンガ』その後

理事・部会幹事 高橋恵美子

2022 年 10 月、JLA Booklet『学校図書館とマンガ』(高橋恵美子 笠川昭治 日本図書館協会)が出版された。その後の取材と研修等での報告をまとめてみた。

1 2023.6.24 読売新聞夕刊 学校図書室 マンガ充実

最初の取材は、読売新聞だった。共著の笠川さんの学校(当時神奈川県立茅ヶ崎高等学校)と沖縄県立辺土名高等学校にも取材した記事になっている。記事になって気になったのは、見出しや本文の記事が「学校図書室」になっていること、またリード部分の最初の文が「学校の図書室(学校図書館)にマンガを置く高校や中学が広がっている。」と書かれたことだった。実際には、マンガを置く学校が広がっているとは思っていない。置く学校と置かない学校の格差が広がっているだけである。

2 2024.1.21 学校図書館サポーターズ・名古屋 1 月講習会 会場:名古屋市立鶴舞中央図書館

「図書館資料としてのマンガについて」のタイトルで話した。「マンガを入れるべきでないと考えている人に、どういう言葉で説明したらいいか」との質問が出た。「そのための言葉を今探している」と答えた。さらに絵本の話になった。

上記1と2については、学校図書館部会報 75 号(2024.3.22)に「JLA Booklet『学校図書館とマンガ』その後」として、アメリカの動向も含めてもう少し詳しく書いている。興味のある方は参照されたい。

3 2024.12.13 令和 6 年度石川県図書館大会 於:石川県立図書館だんだん広場

大会の主題は「図書館とマンガ」である。午後のパネルディスカッションのパネラーの一人に、笠川昭治氏が依頼された。笠川さんは、神奈川県立茅ヶ崎高校図書館でのマンガの扱いについて、また神奈川県立高校のネットワークの状況について報告した。パネラーには、2024 年夏季研究集会で報告をお願いした白河市立図書館の鹿内祐樹氏もいらした。高橋は、ひよんなことから午後の後半に行われたマンガをテーマとしたビブリオバトルに参加することになり、『大奥』(よしながふみ 小学館)について話した。

4 子どもと読書 2025 1・2 月号(469 号)

『子どもと読書』(すずき出版)より、「特集 平和をあきらめない! わたしの平和の伝え方」の原稿依頼があり、笠川さんをお願いした。笠川さんの原稿タイトルは「新たな描き手が伝えていく平和への思い」、紹介した作品は『この世界の片隅に』(こうの史代 双葉社)、『COCOON(コクーン)』(今日マチ子 秋田書店)『ペリリュー 楽園のゲルニカ』(武田一義 秋田書店)『戦争は女の顔をしていない』(小梅けいと KADOKAWA)の四作品。

5 2025.1.4 学校図書館に「まんが」はあり? 学習系に限らず連載中の人気作品も収蔵増える

東京経済 education×ICT <https://toyokeizai.net/articles/-/844715>

これは東洋経済新報社の Web サイトの記事である。この取材は、協会を通じて話があり、オンラインで対面しての取材(Zoom)だった。記事は「司書の正規雇用減少で起こる図書館格差」「大切なのは子どもが読みたい作品を置くこと」「地域の学びのためにも漫画は活用できる」の3つでまとめられている。人気のあるマンガの質問には、笠川さんなど神奈川の司書とも相談して、『チ。』『ダンダダン』『葬送のフリーレン』『SPY×FAMILY』『怪獣8号』『ブルーロック』をあげた。

6 朝日小学生新聞 2025.3.25 2 面 「読みたい」が重要 図書館づくり

記者の方と直接お会いしての取材だった。2 面が私に取材しての記事だったが、面白かったのは 1 面の「あのまんがが学校の図書館に」の記事だった。これは東京学芸大学附属小金井小学校の取材が中心の記事である。小金井小学校の図書館には、20~30 タイトルのマンガがある。紙面で紹介されているのは、『はたらく細胞』『ヒカルの暮』『のだめカンタービレ』『SLAM DUNK』『動物のお医者さん』『火の鳥』『英語で DORAEMON』。マンガは貸し出しをせず、図書館だけで読むルールだが、英語版『ドラえもん』

は貸し出し OK、すぐ借りられるとのことである。またこの新聞には、朝小リポーターというしくみがあって、子どものリポーターがいる。この朝小リポーターにも学校の図書館にあるマンガを聞いていて、そこにあがっていたのが『SPY×FAMILY』『名探偵コナン』『はたらく細胞』『ドラえもん』『Demon Slayer』『鬼滅の刃』の英語版)だった。高橋が取材された2面の記事については、省略する。

7 2025.8.20 東京都立高等学校学校司書会夏季連続講座 国立オリンピック記念青少年総合センター

この講座には私と笠川さん二人に声がかかり、私は「学校図書館とマンガ」笠川さんは「学校図書館とマンガ～なぜ学校図書館にマンガを入れるのか～」のタイトルで話した。神奈川県立高校の相互貸借システムでマンガも対象になっていることは、印象深かったようである。私が印象的だったのは今はマンガは図書館の呼び水にならない、マンガを入れたからと言って図書館の活性化につながらない、の声があがったことである。アンケート結果からは、マンガ『キングダム』しばりのビブリオバトルを開催した事例が面白かった。

8 2025.11.13 神奈川県立図書館による研修 神奈川県立図書館

この研修は、神奈川県立図書館が市町村図書館職員、県立高校及び県内私立高校の司書を対象に行う研修である。「ヤングアダルト世代と読書」のタイトルで高橋が依頼された。マンガも読書であるとの視点で『学校図書館とマンガ』の内容についても話した。まとめ(問題提起)として、本、マンガ、映画、アニメ、ゲームなどの「よむ」世界の充実によって、読書のあり方が変わっていること、「よむ」世界で感動することは読書にあたるのではないかと話した。この場でも、今マンガは図書館の呼び水にならないとの声を聞くことができた。

9 2026.1.28 兵庫県加西市荒木氏との話

図書館協会より連絡があり、兵庫県加西市の教育委員である荒木氏と話した。兵庫県加西市富田小学校では、図書館に約 800 冊のマンガを導入したとのことである。導入当時、荒木氏は PTA の立場でこの計画に加わった。導入したマンガは、『ONE PIECE』『名探偵コナン』『ナルト』『ちはやふる』『ドラえもん』など。小学校図書館でのマンガの導入についてはあまり例がないこと、また完結していないマンガは入れてはいけないのかなど、迷うことも多く私と話したいということのようだった。その後のやりとりの中で、今年の夏季研究集会での報告をお願いすることになった。報告者は加西市立富田小学校校長高井氏になった。

以上、『学校図書館とマンガ』のその後をまとめてみた。なお、学校図書館部会のサイトにはアメリカ図書館協会 YALSA の Great Graphic Novels for Teens Top Ten に入った日本のマンガが紹介されている([ALA YALSA list2024.pdf](#))。現在 2024 年までの紹介なので、最後に 2025 年の作品をあげておく。2025 年は『ガチアクタ』(裏那圭 晏童秀吉 講談社)だった。

またアメリカ図書館協会 YALSA の Great Graphic Novels for Teens Top Ten に関しては、従来アメリカのサイトで確認するしかなかったが、最近日本のサイトでも紹介するようになった。以下に紹介する。

・[アメリカで「優れたグラフィックノベル TOP10」に選ばれた、日本のマンガ 10 選！\(2016～2023 年\) | 絵本ナビスタイル](#)

・[2024 年 YALSA\(全米図書館協会\) ティーンのためのベストグラフィックノベル 10 選 | Librarian Nightbird](#)

・[2025 年 全米図書館協会 ティーンのためのベストグラフィックノベル 10 選 | Librarian Nightbird](#)
Librarian Nightbird のサイトでは、トップテン(10 選)だけでなく、全体で 100 作品ぐらい選ばれるグラフィックノベル作品リストに入っている日本のマンガも紹介している。タイトルに「トップ 10 圏外作品」とあるので、注意が必要である。興味のある人はこちらも参照されたい。

・[2025 年 全米図書館協会 ティーンのためのベストグラフィックノベル トップ 10 圏外作品 | Librarian Nightbird](#)

ブックレット『学校図書館施設設備基準 解説—「対話」から始める』を読んで

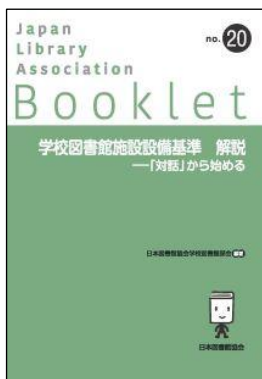
京都府立北嵯峨高等学校 学校司書 佐野 智恵

本書を読み終えてまず感じたのは、「これさえ手元にあれば、迷ったときの拠り所になる！」という心強さでした。これから訪れるだろう図書館移転という、想像するだけで胃が痛くなるような未来と、かつて公共図書館の建て替え作業に関わった経験と苦労を思い返すと、この一冊が示してくれる確かな指針が本当にものすごく頼もしいです。建て替えや移転の話が持ち上がった際に、「まずはこの基準を参照してください」と一手を打てるのは非常に大きいと感じました。

この基準の魅力は、必要な設備を単に挙げているだけでなく、なぜその設備が求められるのかという解説がされていること、そして現場での運営を第一に考えた視点で書かれているところにあると思います。個人的に胸を打たれたのが、司書室について明確に触れられていることです。図書館の設計では、どうしても閲覧室や蔵書配置が中心になりがちですが、現場の職員が安心して働ける場が整ってこそ、図書館全体の質が保たれると思っています。また、司書室の図書委員との打ち合わせの場としての機能にも触れられており、現場をよく知る人が本気で検討を重ねて策定されたのだなということが実感として伝わり、思わず感動してしまいました。

そしてなんといっても、設計者と実際に図書館を運営する者との「対話」の重要性が繰り返し強調されているところに深い信頼を覚えました。最初に少し触れた公共図書館の建て替えに携わった際も、プロポーザル方式で進んだため、現場からの意見はどうしても後から出す形になってしまいました。設計の方々は真摯に耳を傾け、できる限り要望を実現してくれましたが、それでも最初から関わっていれば……ともどかしさを感じる場面は少なくありませんでした。そうした経験から、本書の冒頭の解説に記されているように、「今までの負の経験からの肉声が反映された」というこの基準を、最初に提示できることの意味の大きさを強く感じます。基準そのものが、まさに対話の最初の一步となってくれることが、本書の頼もしさにもつながっているのだと思います。

とはいえ、まず取り組まなければならないのは、現場で働く私自身がこの基準をしっかりと読み込み、きちんと自分のものにしていこうと感じています。経験が浅く「ここにはこういう意図があったのか」と正直驚きながら読んだ箇所も少なくありません。学校図書館の機能を理解して、その力をどう活かせるかをこの基準を参考にして日々考え続けることこそ、よりよい図書館づくりにつながっていくのだと感じています。



学校図書館施設設備基準 解説—「対話」から始める

日本図書館協会学校図書館部会編著

発行：日本図書館協会/発行年：2025.10/本体価格：1,000 円

学校図書館を改築・改修する際、学校図書館担当者が図書館について学校側、設計者と対話することが重要です。対話のための6つのポイント、学校図書館部会が作成した「学校図書館施設設備基準」、図書館建築専門家による「対話に基づく学校図書館の計画に向けて」、各種図面のチェックポイントなど、学校図書館の施設・設備を十分に整えるために必要な事項が網羅されています。学校図書館に関係するすべての人に、学校図書館に関する基本的な共通認識が得られることを企図して作成しました。

お買い求めは一般書店、日本図書館協会 HP からお願いします。
<https://www.jla.or.jp/publications/>



「部会報 PDF 配信検討アンケート」結果報告

部会幹事 佐藤 千春

部会報の送付方法を現在の印刷物郵送から PDF 配信に変更することについて、部会報 No. 80 (2025. 12. 25 発行) にてアンケート回答を依頼し、部会員の約 1 割にあたる 31 件の回答をいただきました。ご協力ありがとうございました。

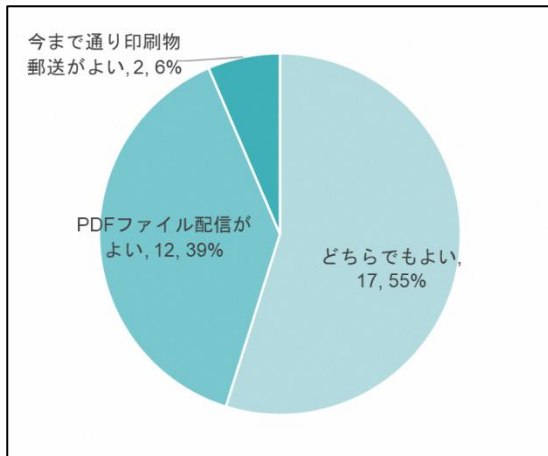
アンケートの集計結果がまとまりましたので、以下の通りご報告します。この結果をもとに幹事会で検討を行い、次号部会報にて結論をお知らせする予定です。

- ・実施期間：2025 年 12 月 25 日（木）～2026 年 1 月 31 日（土）
※回答期間を 1 月 20 日（火）から延長しました（1 月 19 日（月）に部会メーリングリストで周知）。
- ・回答数：31 件
- ・集計結果：
※選択肢や自由記述の内容は一部簡略化しています。

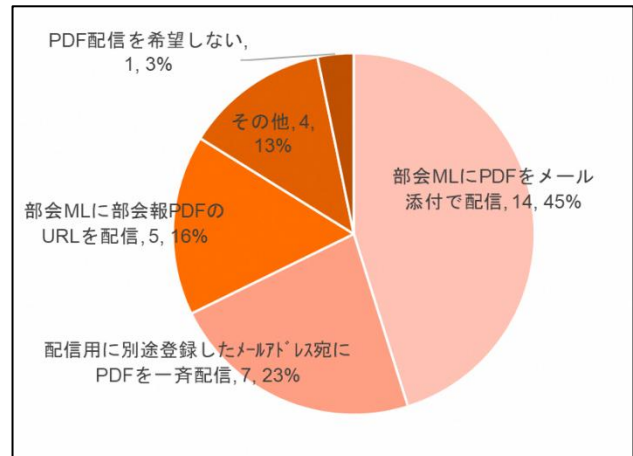
【 1. 今後の部会報の送付方法について、ご希望をお聞かせください。】

回答数が多い順に「どちらでもよい」17（55%）、「PDF ファイル配信がよい」12（39%）、「今まで通り印刷物郵送がよい」2（6%）で、PDF 配信を希望または容認する回答が多くを占めた。

【1. 回答】



【2. 回答】



【 2. 部会報が PDF ファイル配信となった場合、どのような配信方法を希望しますか。】

最も回答が多かった「部会メーリングリストに PDF ファイルをメール添付で配信」14 件（45%）と 3 番目に多かった「部会メーリングリストに、部会ウェブサイトに掲載した部会報 PDF ファイルの URL を配信」5 件（16%）とで 7 割弱を占め、部会メーリングリストの活用を希望する回答が多く見られた。

2 番目に多かったのは「配信用に別途登録したメールアドレス宛に、PDF ファイルを一斉配信」7 件（23%）であった。一方で、「PDF 配信を希望しない」という回答も 1 件（3%）あった。

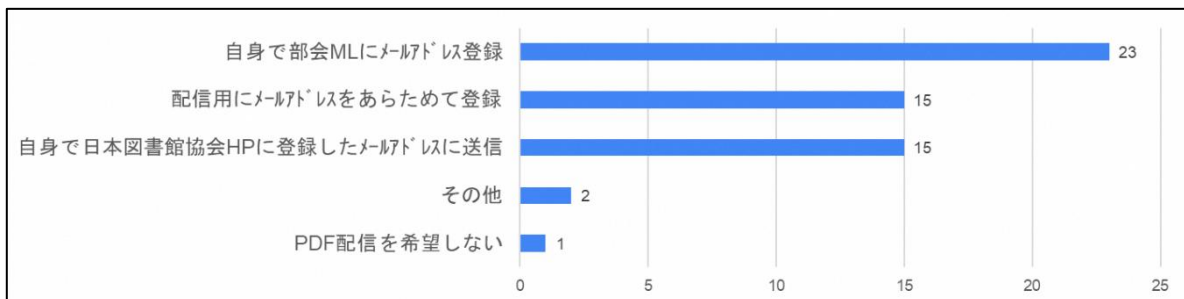
「その他」では、「職場アドレスでは添付ファイルが受信できない可能性があり URL 送付が無難」「紙代や郵送費の制限がなくなれば部会報の内容が充実してファイル容量が大きくなる可能性があり、その場合は URL がよい」「わかりやすいかたちが良い」「送信者がやり易いやり方で良い」というご意見をいただいた。

【 3. PDF ファイル配信となる場合、メールアドレスの登録方法について、対応してもよいと思うものを選択してください。（複数回答可）】

「自身で部会メーリングリストにメールアドレスを登録する」が 23 件と最も多かった。続いて「配信用に、部会幹事会が指定する方法でメールアドレスをあらかじめ登録する」「自身で日本図書館協会のホームページから「新規ユーザー登録」し、その登録メールアドレスに送信する」が同数で、それぞれ 15 件あった。

「その他」では、「わかりやすいかたちが良い」「送信者がやり易いやり方で良い」というご意見をいただいた。「PDF 配信を希望しない」という回答も 1 件あった。

【3. 回答】

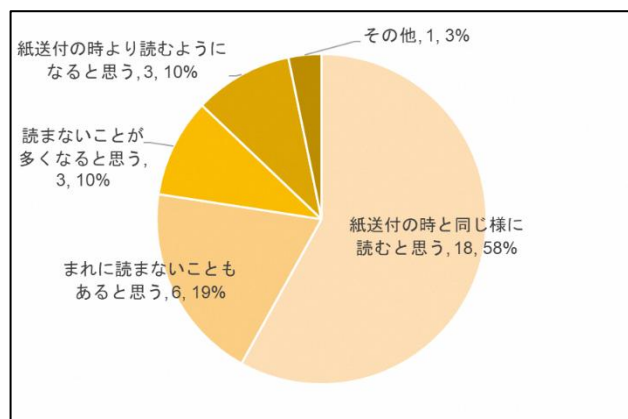


【 4. PDF で受信した場合、部会報を読むと思いますか？】

「紙送付の時と同じ様に読むと思う」18 件（58%）、「紙送付の時より読むようになると思う」3 件（10%）と、PDF 化を容認または評価する回答が 7 割弱を占めた。一方で、「まれに読まないこともあると思う」6 件（19%）、「読まないことが多くなると思う」3 件（10%）と、PDF 化への懸念を示す回答も一定数あった。

「その他」では、「わかりやすいかたちが良い」という意見をいただいた。

【4. 回答】



【 5. 「4」の回答の理由を教えてください。】

自由記述で 25 件の回答があった。「紙送付の時と同じ様に読むと思う」を選択した理由では、「情報が大事で、紙か PDF かはあまり関係がないから」など情報の必要性を挙げる回答が多かった。添付ファイル付きメールは迷惑メールに振り分けられる可能性があることの指摘や、目が疲れるため総文字数を少し減らしてほしいという意見もあった。

「まれに読まないこともあると思う」を選択した理由では、「他のメールに紛れる」「PDF で開くのは後回しになりがち」といった、紙という実物がないことによるデメリットを挙げる回答が多かったが、郵送費や紙代の節約になるので致し方ないという意見もあった。

「紙送付の時より読むようになると思う」を選択した理由では、ネット環境があればいつでも読めるという電子の利便性が共通して挙げられていた。

【 6. その他、部会報に関するご意見やご要望を自由にご記入ください。】

自由記述で 11 件の回答があった。幹事会への労いのお言葉を多くいただいた他、PDF 以外の配信方法の提案や部会報発行の省力化、部会報へのイベント告知希望などの回答があった。いただいたご意見は、今後の部会運営の参考にさせていただく。

<参考> アンケートの設問と選択肢一覧

設問：1. 今後の部会報の送付方法について、ご希望をお聞かせください。

選択肢：

- ・ 今まで通り印刷物郵送がよい
- ・ PDF ファイル配信がよい
- ・ どちらでもよい
- ・ その他：（自由記述）

設問：2. 部会報が PDF ファイル配信となった場合、どのような配信方法を希望しますか。

選択肢：

- ・ PDF ファイル配信を希望しない（引き続き印刷物の送付を希望する）
- ・ 部会メーリングリストに PDF ファイルをメール添付で配信
- ・ 部会メーリングリストに、部会ウェブサイトに掲載した部会報 PDF ファイルの URL を配信（PDF ファイルそのものは添付しない）
- ・ 配信用に別途登録したメールアドレス宛に、PDF ファイルを一斉配信（部会メーリングリストは使用しない）
- ・ その他：（自由記述）

設問：3. PDF ファイル配信となる場合、メールアドレスの登録方法について、対応してもよいと思うものを選択してください。（複数回答可）

選択肢：

- ・ PDF ファイル配信を希望しない（引き続き印刷物の送付を希望する）
- ・ 自身で部会メーリングリストにメールアドレスを登録する（既に部会メーリングリストに参加している方は作業不要）
- ・ 自身で日本図書館協会のホームページから「新規ユーザー登録」し、その登録メールアドレスに送信する（既にユーザー登録している方は作業不要）
- ・ 配信用に、部会幹事会が指定する方法でメールアドレスをあらためて登録する（配信希望者は全員作業が必要）
- ・ その他：（自由記述）

設問：4. PDF で受信した場合、部会報を読むと思いますか？

選択肢：

- ・ 紙送付の時と同じ様に読むと思う
- ・ まれに読まないこともあると思う
- ・ 読まないことが多くなると思う
- ・ 紙送付の時より読むようになると思う
- ・ その他：（自由記述）

設問：5. 「4」の回答の理由を教えてください。

回答：（自由記述）

設問：6. その他、部会報に関するご意見やご要望を自由にご記入ください。

回答：（自由記述）

部会役員候補者追加公募のお知らせ

2026 年 2 月 15 日

部会員の皆様へ

部会長 甫仮久美子

日本図書館協会学校図書館部会役員補充選出（公募）のお知らせ

学校図書館部会役員選出要綱 3-3 及び 5-2 に基づき、定数に満たない役職・人数について、追加での公募（補充選出受付）をいたします。

記

1. 役職と補充選出数

役職と補充選出数：(1)幹事 11 名以内

2. 応募資格

日本図書館協会の会員で、かつ学校図書館部会に所属されている方（施設会員に所属される方を含みます）

3. 応募方法

以下の記載事項を明記して、下記送付先に送付して下さい。

自薦・他薦（推薦）を問いませんが、他薦の場合は、候補者本人の了解を得て応募して下さい。他薦の場合の推薦者は、日本図書館協会の会員で学校図書館部会に所属されている方（施設会員に所属される方を含みます）に限ります。

1)記載事項

(1)応募する役職 (2)候補者氏名 (3)勤務先・所属部署等名称や所属団体等名称(特にない方は「特になし」とお書き下さい) (4)郵便番号・郵送連絡先 (5)電話番号(自宅・携帯・勤務先等いずれでも構いません。勤務先の場合、連絡可能な時間や内線番号あるいは呼び出しの部署なども適宜記して下さい) (6)電子メールアドレス (7)他薦の場合は、推薦者のお名前と連絡先および候補者本人の了解を得ている旨の記述

2)送付先(応募連絡先)

(電子メール) gakutobukai@jla.or.jp 宛

※ご応募いただいた場合、部会の担当役員から 3 日以内に応募届出受領の返信メールをお送りします。期日までにこのメールが届かない場合は再度ご連絡下さい。

4. 応募締切

2026 年 4 月 15 日(水)必着

5. 応募いただいた個人情報および役員選出に関する情報の扱いについて

応募の際にご提供いただいた個人情報は、役員選出手続のために使用します。また、役員により、部会運営のための諸事務に使用される場合があります。これら個人情報のうち、(1)応募する役職 (2)候補者氏名 (3)勤務先・所属等 は、一般に公表されます。

応募・辞退の状況等役員選出に関する情報はすべて公開しますが、個別に受けたお問い合わせの内容については、当事者の合意がない限り公開しません。

6. 補充選出の手順

定期部会総会(2026 年 5 月 30 日開催予定)において協議・選出します。

7. 部会役員選出についてのお問い合わせ窓口

(電子メール) gakutobukai@jla.or.jp 宛

以上

部会総会についてのお知らせ

～ご出席または委任状提出にご協力お願いします～

(幹事会)

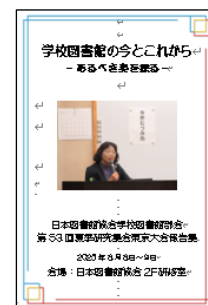
- 2026 年度部会総会は、5 月 30 日(土)午後 2 時から、日本図書館協会会館 2 階研修室で開催予定です。また、web 出席も可能とする予定です。
- 昨年同様、5 月 16 日頃、部会ホームページに出欠予定 & 委任状提出フォームを掲示する予定です。そちらから、皆様の出欠の予定をお知らせ下さい。欠席の場合は委任状提出フォームから委任状の提出をお願いいたします。なお、いったん委任状をご提出頂いた方が出席できるようになった場合は、委任状の撤回ができますので、事前に部会メールアドレス宛にメール連絡頂くか、当日受付でお知らせ下さい。
- web 出席の方法や委任状提出方法は、図書館雑誌 5 月号に掲載又は同封される各部会総会の「お知らせ」でご案内する予定ですので、そちらも必ずご覧下さいますようお願いいたします。
総会成立のために、ご出席 (web 出席含めて) または委任状提出へのご協力をお願いいたします。
- 総会へのご質問・ご意見・ご提案などがある方は、4 月 15 日までに、部会メールアドレス宛に、文書 (電子メール) でお送りください。
- 総会資料は事前に (5/16 頃) 部会ホームページに掲載の予定です。会場参加の方は、各自印刷してご持参下さい。

※当日午前中の学習会等の企画は、今年はありません。

日本図書館協会学校図書館部会 第 53 回夏季研究集会東京大会報告集

昨年 8 月に開催された日本図書館協会学校図書館部会第 53 回夏季研究集会東京大会「報告集」が出来上がりました。

今井むつみ先生 (一般社団法人今井むつみ教育研究所 所長、慶應義塾大学名誉教授) の講演記録、各種報告、研究討議の内容などなど、変盛りたくさんな内容です。ぜひ一冊お買い求めください。



- ・ 報告集をご希望の方は、館部会メールアドレスからお申し込みください。
- ・ 頒価は、¥1,000 (送料込) です。
- ・ 各地域や集会等で販売くださる場合は、必要部数をまとめてお送りしますのでお知らせください

* 学校図書館部会メールアドレス gakutobukai@jla.or.jp

部会からのお知らせ



NEW ◎部会総会についてのお知らせ

2026 年度部会総会は、5 月 30 日(土)午後 2 時から、日本図書館協会会館で開催予定です。web 参加の方法や委任状提出方法は、図書館雑誌 5 月号に掲載又は同封される各部会総会の「お知らせ」でご案内する予定ですので、必ずご覧下さいますようお願いいたします。総会を成立させるため、ご出席または委任状提出へのご協力をおねがいたします。

また、総会へのご質問・ご意見・ご提案などがある方は、4 月 15 日までに、部会アドレス宛に、文書（電子メール）でお送り下さい。

総会資料は事前に部会ホームページに掲載の予定です。会場参加の方は、各自印刷してご持参下さい。

NEW ◎この部会報に、2026 年度第 54 回夏季研究集会開催要項を同封しています

今年度も、会場参加と Web 参加の併用方式で開催予定です。詳しくは同封の要項をご覧下さい。もし要項が同封されていない場合は、恐れ入りますが、部会アドレスまでお知らせ下さい（電子メール）。皆様のご参加をお待ちしております。

なお、今回も昨年同様、参加費の支払いはゆうちょ銀行口座への口座振込を基本としますので、郵便振替の用紙は同封していません（要項のみ同封しています）。また、「非会員・会場参加」区分の「振込」の金額について、昨年とは違いがありますので、要項をご確認下さい。

NEW ◎夏季研究集会報告集ができました

2025 年第 53 回度夏季研究集会の報告集ができました。参加者と報告集購入のお申込みを頂いた方には既に発送いたしました。まだ届いていない場合は、部会アドレス宛にご連絡下さい。報告集の通販も承ります。送料込で 1 部 1000 円です。通販ご希望の方は、部会アドレス宛にお問い合わせ下さい。

◎今後の部会報発行予定

《情報・原稿募集…各地の情報・実践記録・研究会集会等イベント開催情報 等々お知らせ下さい》

次号 82 号は 2026 年 7 月頃、83 号は 2026 年 11～12 月頃発行の予定です。皆様からの情報や原稿も募集しております。図書館関係の研究会・集会等の開催情報は、日時やテーマ等要点をまとめて掲載します。〆切は発行予定時期の約 1 ヶ月前が目安になります。詳しくは部会までお問い合わせ下さい。

◎学校図書館部会メーリングリストへのご参加のお誘い

部会員相互の連絡や、皆様からの意見を部会運営に生かすために、メーリングリストを開設しています。参加ご希望の方は、部会メールアドレス（gakutobukai@jla.or.jp）宛にご連絡下さい。参加にあたっては、(1) 氏名(本名) (2) 日本図書館協会の会員番号（図書館雑誌の宛名ラベルに記載されています）

(3) 所属（ない方は不要）(4) メールアドレス をお知らせ下さい。※メーリングリストへの参加は部会員に限らせていただいております。協会を退会された方や部会を変更された方など、部会員でなくなった場合には、ご連絡下さい。部会員でないことが確認された場合、配信を終了させていただきます。

◎異動・変更等について

人事異動、転居、改姓等された方は協会事務局へご一報下さい。ただし、メーリングリストに登録したメールアドレスの変更は、部会アドレス宛にお知らせ下さい。メーリングリスト参加者が協会を退会や所属部会を変更された場合、協会事務局に加えて、部会にもお知らせ下さい。

◎幹事会はどなたでもご参加いただけます／皆様からのご意見・ご提案をお待ちしています

学校図書館部会は役員が幹事会を開いて様々なことを話し合い、運営しています。幹事会には、部会員であればどなたでもご参加頂けます。開催日時・場所等は部会アドレスにお問い合わせ下さい。また、遠方の会員の方など会議への直接の参加が難しい方は web 参加も可能です。ご意見・ご要望などをお寄せ下さい。役員一同、部会員の意見を反映した部会運営に努めたいと思っています。よろしくお願いいたします。

部会関連の書籍のご案内

『司書が書く2～図書館員のおすすめ本』 ←新刊発売!!



日本図書館協会図書紹介事業委員会[編] / 日本図書館協会(JLA 図書館実践シリーズ)[刊]
2025.12 / 本体価格 1800 円 / ISBN: 978-4-8204-2505-2

内容:「図書館雑誌」に掲載中の「図書館員のおすすめ本」が、二冊目の本になりました。学校図書館部会からも委員を送っていて、部会員の皆様にも書評執筆をご協力頂いています。1巻も発売中。

『学校図書館職員調査に見る学校司書等の現状』



日本図書館協会非正規雇用職員に関する委員会[編] / 日本図書館協会[刊] 2025.11 /
A4判 79頁 / 本体価格: 2,000 円 / ISBN: 978-4-8204-2503-8

内容:非正規雇用職員に関する委員会が2023年に実施した学校図書館職員に関する調査(自治体向け・個人向け)の結果を冊子にまとめました。学校図書館職員雇用状況調査(自治体向け)・学校図書館職員に関する実態調査(個人向け)の報告はもちろん、学校図書館職員に関する実態調査(個人向け)最後の質問に寄せられた回答者の声も収録。また、この調査を踏まえて同委員会と学校図書館部会がまとめた「学校司書の配置・処遇等について(見解)」,日本図書館協会として提示した「いつでも開いている学校図書館へー学校司書の配置等に関する提言」も掲載。学校図書館を支える学校司書等の現状を明らかにし、今後の学校図書館の在り方を深く考えさせる報告書です。

『学校図書館施設設備基準 解説－「対話」から始める』



日本図書館協会学校図書館部会[編] / 日本図書館協会(JLA ブックレット)[刊] 2025.10
A5判 86頁 / 本体価格: 1,000 円 / ISBN: 978-4-8204-2502-1

内容:この基準は、学校司書たちが、使いやすい学校図書館を目指して多くの経験を持ちより知恵や意見を出し合って作成した、現場発の施設設備基準です。付録記事では、新しい図書館を計画するときのポイントや、現場の職員や設計者等の関係者の対話の重要性、優れた事例や、実際の作業のポイントなどを解説。改築や大規模改修にあたる司書の実務に役立つことはもちろん、設計者や教育委員会等設置者の施設担当者にとっても、現場のニーズの把握や対話の素材として役立つでしょう。基礎的な実務書としてぜひお手元にお備え下さい。

『学校図書館とマンガ』 ←増刷出来!!



高橋恵美子・笠川昭治著/日本図書館協会(JLA ブックレット)[刊] 2022.10
A5判 77頁 / 本体価格: 1,000 円 / ISBN: 978-4-8204-2208-2

内容:学校図書館になぜマンガが必要か(理論編)/マンガをめぐる状況/学校図書館のマンガ導入/アメリカの学校図書館と日本のマンガ/アメリカにおける日本のグラフィックノベルをめぐる状況/学校図書館に段階的にマンガを入れる/学校司書配置の現状と課題/世界の著名な美術館でマンガが展示される/学校司書配置の現状と課題/各種のマンガリスト(これも学習マンガだ!～世界発見プロジェクト～全250作品リスト/社会への関心を広げてくれるマンガ、授業等で活用できるマンガ/ノンフィクションとしてのエッセイマンガ)

※どれも、品切れになったら増刷が難しく、入手困難になることが予想されます。
在庫がある今のうちに、書店・日本図書館協会HPより、ぜひお求めください。





～ 編集後記 ～

先日、ご退職後教育史を研究されている先生がフラッと司書室に立ち寄られ、「昭和二十四年九月現在府立高校教育設備現況とその充実計画資料」（調査統計課）という文書を見せてくださいました。

一例をご紹介します、

学校名	室数	坪数	図書冊数	設備内容
Y高校	1	88	2,300	図書室は講堂を利用したものだが、完全に設備することが必要である。
K高校	—	—	537	図書設備なし。土地事情から考えても重大に考慮されてよいだろう。
O高校	1	20	847	普通教室を利用して、狭く不完全。図書は古く用にたたないものが多い。

学校図書館法成立以前の、京都府立高校の実情が垣間見える点、それでも学校図書館が俎上にあがっていたのだという点で、大変に興味深い資料でした。

この調査から80年近く、学校図書館がどこまで充実してきたのか、私に論じるだけの見識がありませんが、学校図書館部会の活動を通じて、少しでも学校図書館の充実と発展に資することが出来ればなと、思いを新たにしました。（青波@京都）